

寄付月間2025 ～Giving December～ 賛同パートナー募集要項

1. 寄付月間の趣旨

寄付月間とは、12月1日から31日の1か月間を通して、寄付に係る関係者が幅広く集い、寄付が人々の幸せを生み出す社会をつくるきっかけを提供することを活動の趣旨とします。

この寄付月間は、一人ひとりがこの機会に寄付について考え、実際に寄付を体験し、寄付月間についてソーシャルメディアを通して認知度を高めるほか、寄付の受け手側が寄付者に感謝し、また寄付者への寄付についての活用や収支の報告内容をするを改めて考えることで、多くの人が寄付の大切さと役割について考え、寄付に関心を寄せ、行動をするきっかけを提供することを目的としています。

運営にあたっては、経済界、メディア、NPO、大学、行政等寄付に係る主な関係者が連携して別途設置する推進委員会を中心とした普及広報活動を通して、法人・個人を問わず上記に関する自主的な取組を行い、協働で全国的なキャンペーンを行います。

2. 賛同パートナーとは

寄付月間の趣旨に賛同し、寄付月間の期間を通して一緒に寄付月間を盛り上げていただくことの出来る法人等の団体及び個人です。

※「2025寄付月間 賛同パートナーQ&A」Q1、Q2参照

3. 役割

(1) 法人等の団体

賛同パートナーは、その自発性を尊重し、活動に関する特段の責務は発生しませんが、その活動は、寄付月間の賛同企画としてエントリーが可能となり、エントリーのためには賛同パートナーであることが条件となります(もしくはリードパートナー)。

賛同パートナーには、運営するウェブサイトへの寄付月間ロゴの掲載、ブログやSNS等での情報発信及び広報協力、関連するイベント・勉強会などの企画への参加などが期待されます。

賛同パートナーは、自団体のサイト等にて、寄付月間賛同パートナーである旨を公開することが可能となります。また、希望者は寄付月間ロゴマークの使用、寄付月間ウェブサイトへの団体名の掲載が可能となります。

※「2025寄付月間 賛同パートナーQ&A」Q3、Q5参照

(2) 個人

ブログやSNS等での広報協力やイベント・勉強会などの企画への参加が期待されます。また、希望者は寄付月間ロゴマークの使用、全体企画の情報の随時共有が可能となります。

個人として寄付月間の賛同企画を行うためには、個人の賛同パートナーであることが条件となります。

4. 申請方法、費用

賛同パートナー(団体・個人共通)は、別途定めるフォーム(

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdFuZOYHfeVfSKWZFM_XsA06eIKLYfcgGZO8zD2EaeKGXcPgg/viewform)より申請を行ってください。申請に伴う費用は発生しません。法人

等の団体は推進委員会による承認を得る必要があります。個人の場合は寄付月間の趣旨に賛同し、確認事項に同意していただければフォーム入力することで賛同パートナーとなります。

※セキュリティの関係で申請フォーム(Googleフォーム)を閲覧・入力することが出来ない場合は、共同事務局までお知らせください。別途、PDFや入力用のExcelをお送りします。

5. 申請期間

2025年10月1日(水)より随時募集。

最終締切:2025年12月14日(日)

※ 承認は随時行い、結果については共同事務局からご連絡いたします。(現在は、金曜日までに
ご応募いただいたものを審査し、翌週木曜日頃までに結果をご連絡しています。)

6. 承認基準

賛同パートナー(団体)の承認は、寄付月間の趣旨に賛同しているとして、賛同パートナーに申請のあった法人等の団体の、申請内容及びウェブサイト(ブログ、FBなど)より、以下の点を踏まえて検討します。

但し、推進委員会としてその活動や組織についての信頼を保証するものではありません。

※「2025寄付月間 賛同パートナーQ&A」Q4参照

- ・ 寄付月間の趣旨に賛同していること
- ・ 寄付の受け手側である場合は、寄付や社会貢献活動について一定の実績があると認められること
- ・ 寄付の受け手側である場合は、活動や事業の内容の報告に努めていること(ウェブサイト等にて、公表されていること)
- ・ 寄付の受け手側である場合は、寄付募集の活動を実施する場合には、寄付の透明性と信頼性向上に努めていると確認できること
- ・ 寄付の受け手である場合には、寄付者への寄付に対する感謝の報告が出来ていること
- ・ 反社会的勢力との関わりが無いこと
- ・ 公序良俗に反する活動を行っていないこと

7. 承認の継続期間

承認を得た日から当該年度内とします。新年度については、継続意思を共同事務局から確認する際に継続の意思を伝えることで継続できます。

8. 承認の解除

承認後、本取組の内容に反することを行っているとは確認された場合、連絡なく承認を解除することがあります。

9. 賛同パートナーのメリット

- ・寄付月間の趣旨に則り、寄付月間のロゴマークを使用することができます。
- ・寄付月間に関するPRツール(Zoom背景画像やプレゼン資料など主にデジタル素材)を共同事務局より提供します。
- ・メルマガにて、寄付月間に関する各種情報をご案内いたします。
- ・団体パートナーは、寄付月間ウェブサイトで団体名(テキストもしくはロゴマーク)を掲載することができます。
- ・団体、個人ともに、寄付月間の賛同企画を実施することができます。賛同企画は実施報告書をいただいた企画を対象に年度末に表彰制度があります。
- ・団体パートナーの法人もしくは関係者、個人パートナーは、寄付月間アンバサダー(個人・団体・マスコット)に応募することが出来ます。
- ・賛同パートナーには、費用はかかりません。

申請書送付先・お問合せ先

寄付月間共同事務局 info@giving12.jp

※共同事務局は、推進委員有志の所属団体の職員等で構成されております。

お問い合わせ等につきましては、メールにてご連絡お願いいたします。

寄付月間2025 2025年8月28日